仮訳

# 日本国山梨県とウッタル・プラデーシュ州新・再生可能エネルギー開発庁並びにインベストUPとのグリーン水素分野における協力の推進に関する覚書

日本国山梨県（以下「山梨県」という。）及びインド共和国ウッタル・プラデーシュ州新・再生可能エネルギー開発庁並びにインベストUP（以下「UPNEDA及びInvest UP」という。）（以下総称して「両者」という。）は、脱炭素化、エネルギー安全保障及び持続可能な経済成長の観点から、グリーン水素が重要な役割を果たすとの共通認識を有する。

この共通認識の下、両者は、2024年12月23日に締結した「インド共和国ウッタル・プラデーシュ州と日本国山梨県との互恵関係の構築に向けた基本合意書」（以下「互恵関係の構築に向けた基本合意書」という。）を踏まえ、両国及び両地域におけるグリーン水素の普及、関連技術の発展、人材の育成、投資の促進及び産業の発展に資するため、次のとおり協力して取り組むことを確認する。

## 1. 目的

1.1　本覚書は、互恵関係の構築に向けた基本合意書において確認された協力の方向性を踏まえ、グリーン水素分野における両者間の協力の内容及び実施に向けた基本的な考え方を確認することを目的とする。

## 2. 協力内容

2.1　両者は、本覚書の趣旨を踏まえ、それぞれの権限、法令、政策、予算及び手続の範囲内で、次に掲げる事項について協力する。

2.2　UP州内におけるグリーン水素事業の創出

2.2.1　両者は、インド政府及びUP州が推進するグリーン水素の普及促進及び関連産業の発展に向けた取組の重要性を認識し、その実現に資するよう協力する。

2.2.2　本項において「グリーン水素事業」とは、UP州内におけるグリーン水素関連事業であって、山梨県並びに、山梨県内で又は山梨県と連携して水素関連事業に取り組む民間企業、大学、研究機関及び関係団体等が関与するものをいう。

2.2.3　UPNEDA及びInvest UPは、適用される法令、政策、手続及び予算の範囲内で、前項に定めるグリーン水素事業について、「Uttar Pradesh Green Hydrogen Policy 2024」その他関連政策に基づく支援措置の適用を検討する。

2.2.4　UP州は、2.2.2に定める事業の形成に資するよう、適用される法令、政策及び手続の範囲内で、UP州内における候補地域、用地の割当て、関連インフラ、電力調達及びこれらに関連する支援措置に関する情報提供を行うとともに、その適用を検討する。

2.2.5　山梨県は、UP州内におけるグリーン水素の普及に資するよう、山梨県内で又は山梨県と連携して水素関連事業に取り組む民間企業、大学、研究機関及び関係団体等との連携を図るとともに、可能な範囲で関連する知見及び情報の共有に努める。

2.3　UP州内におけるグリーン水素市場の拡大

2.3.1　両者は、2.2.2に定めるグリーン水素事業の形成に向け、長期的かつ安定的な需要の確保が重要であることを認識し、需要家の確保に向けて協力する。

2.3.2　両者は、2.2.2に定めるグリーン水素事業の形成及び長期的かつ安定的な需要の確保に向け、UP州内の国営企業、公的機関、民間企業その他潜在的需要家との協議の機会の創出を図るとともに、必要な情報提供及び調整を行う。

2.4　グリーン水素分野における人材育成

2.4.1　両者は、グリーン水素の普及に必要な技術、事業運営及び政策形成を担う人材の育成が重要であ

ることを確認し、当該人材育成について協力する。

2.4.2　山梨県は、UP州内の人材の育成に資するよう、山梨県内の産学官の関係者と連携し、人材育成スキームの開発に努める。

2.4.3　UPNEDA及びInvest UPは、前項の人材育成スキームについて、派遣候補者を有する研究機関、大学、企業その他関係機関との連携及び調整、事前周知・広報、ニーズ調査その他必要な事項に協力する。

**3. 実施体制及び費用負担**

3.1　本覚書に基づく協力の実施に関する連絡調整窓口は、以下のとおりとする。

山梨県：新価値創造推進局

UP州：Invest UP及びUPNEDA

3.2　本覚書に基づく活動に要する費用は、原則として両者が自己の負担において実施する。ただし、個別の活動において別途合意がある場合はこの限りでない。

**4. 情報の取扱い**

4.1　両者は、本覚書に基づく協力に関連して相互に提供される情報、資料又は文書のうち、提供者が秘密として指定したものについて、提供者の事前の書面による同意なく第三者に提供せず、本覚書の目的以外に使用しないものとする。

4.2　両者は、法令、守秘義務、個人情報保護、知的財産、営業秘密又は第三者との取決めにより、一定の情報、資料又は文書を提供できない場合があることを確認する。

**5. 法的及び財政的拘束**

5.1　本覚書は、両者間の協力の意向を示すものであり、いずれの当事者にも法的又は財政的拘束力を生じさせるものではない。

5.2　個別プロジェクトの実施、投資、資金提供、インセンティブの付与、土地割当、オフテイク契約その他法的又は財政的義務を伴う事項については、関係法令、政策、審査手続、予算措置及び関係者間の個別契約又は合意書に基づき定める。

**6. 有効期間、変更及び終了**

6.1　本覚書は、署名の日から適用され、互恵関係の構築に向けた基本合意書の有効期間中、有効とする。当該基本合意書が更新された場合、本覚書の取扱いについては、両者が必要に応じて協議する。

6.2　本覚書は、両者の書面による合意により変更することができる。

6.3　いずれの当事者も少なくとも3か月前に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。

6.4　本覚書の終了は、別途合意された個別契約、協議又は進行中の協力に影響を及ぼさない。ただし、当該契約又は合意に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6.5　本覚書の解釈又は実施に関して疑義又は相違が生じた場合、両者は、友好的な協議により解決する。

本覚書は、2026年8月21日、インド共和国ウッタル・プラデーシュ州において署名され、英語による正本2通を作成し、日本語訳を付す。

| | |
|---|---|
| 日本国山梨県 | UPNEDA及びInvest UP |
| 斉藤 由美 | ラヴィンダー・シン |

水素戦略統轄官

UPNEDA長官（Director）

サミール・メディ
Invest UP投資促進部次長（Assistant General Manager）